

奈良県行政組織規則及び職員職の設置等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年七月十四日

奈良県知事 荒井正吾

### 奈良県規則第十五号

奈良県行政組織規則及び職員職の設置等に関する規則の一部を改正する規則  
(奈良県行政組織規則の一部改正)

**第一条** 奈良県行政組織規則(昭和三十一年七月奈良県規則第二十六号)の一部を次のように改正する。

別表第一奈良県立図書館の項の次に次のように加える。

奈良県外 国人観光 客交流館	奈良市池 之町	一 観光案内に関する こと。 二 外国人観光客の宿 泊等の利便を図るこ と。 三 外国人観光客に対 し、日本文化等の体 験及び奈良の産物等 を紹介すること。 四 その他外国人観光 客交流館の設置目的 を達成するために必 要な事業	観光プロモーション課
----------------------	------------	--	------------

(職員職の設置等に関する規則の一部改正)

**第二条** 職員職の設置等に関する規則(昭和四十一年三月奈良県規則第六十六号)の一部を次のように改正する。

別表第一図書館の項の次に次のように加える。

外国人観光客交流館 館長

## 附 則

この規則は、平成二十七年七月十七日から施行する。